

発議案第3号

令和6年6月26日

四街道市議会議長 関根 登志夫 様

提出者 四街道市議会
議会運営委員会委員長 石山 健作



四街道市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本案は、四街道市行政組織の改正に伴い常任委員会の所管を変更するため提案するものであります。

四街道市議会委員会条例の一部を改正する条例

四街道市議会委員会条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中

- | | |
|----|--------------------|
| 1 | 危機管理監の所管に属する事項 |
| 2 | 経営企画部の所管に属する事項 |
| 3 | 総務部の所管に属する事項 |
| 4 | 地域共創部の所管に属する事項 |
| 5 | 会計課の所管に属する事項 |
| 6 | 消防本部及び消防署の所管に属する事項 |
| 7 | 議会に関する事項 |
| 8 | 選挙管理委員会に関する事項 |
| 9 | 監査委員に関する事項 |
| 10 | 他の常任委員会に属さない事項 |

を

- | | |
|----|--------------------|
| 1 | 危機管理監の所管に属する事項 |
| 2 | 経営企画部の所管に属する事項 |
| 3 | 総務部の所管に属する事項 |
| 4 | 地域共創部の所管に属する事項 |
| 5 | 会計課の所管に属する事項 |
| 6 | 消防本部及び消防署の所管に属する事項 |
| 7 | 議会に関する事項 |
| 8 | 選挙管理委員会に関する事項 |
| 9 | 監査委員に関する事項 |
| 10 | 農業委員会に関する事項 |
| 11 | 他の常任委員会に属さない事項 |

に改め、同表都市環境常任委員会の項中「4

農業委員会に関する事項」を削る。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。